



第 5 章

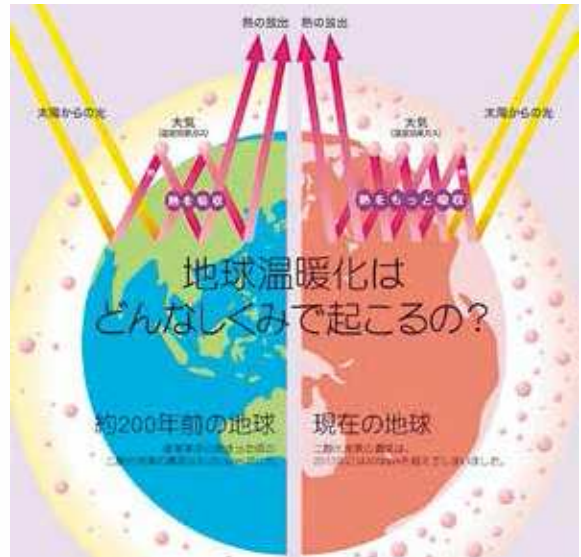
地球温暖化対策 実行計画 (区域施策編)

(気候変動適応計画を含む)

第1節 / 地球温暖化とは

（1）地球温暖化の仕組み

地球は、太陽からの放射エネルギーで温められる一方、この温められた熱エネルギーを宇宙空間に放出しています。そして、大気中に存在する二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスは、熱を逃がしにくい性質を持つため、地球は人間や動植物にとって快適に過ごしやすい気温に保たれています。しかし、この温室効果ガスが増えすぎると、宇宙空間に放出されてきた熱が必要以上に大気中にとどまり、地球上の平均気温は上昇してしまいます。これが地球温暖化といわれる現象です。

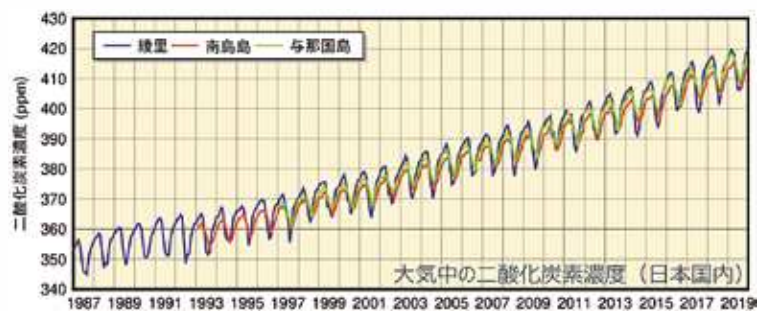


図表5-1 地球温暖化の仕組み
（出典：全国地球温暖化防止活動推進センター）

（2）地球温暖化による将来の予測

2020（令和2）年12月、文部科学省と気象庁は、これまでに観測された事実や今後の世界平均気温が2℃上昇シナリオ及び4℃上昇シナリオで推移した場合の将来予測をとりまとめた「日本の気候変動2020 - 大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書-」を公表しました。

本報告書によれば、日本の大気中の二酸化炭素濃度は1987（昭和62）年と比較して最新年である2019（令和元）年では約60ppm上昇し、過去に例のないほどのスピードで増加しており、その濃度も過去で最も高くなっています。また、将来予測（21世紀末（20世紀末比較））では、平均気温が約1.4~4.5℃上昇、沿岸の海面水位が約0.39～0.71m上昇、激しい雨や強い台風の割合が増加するとされています。



図表5-2 大気中の二酸化炭素濃度（国内）
（出典：「日本の気候変動2020 -大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書-」）

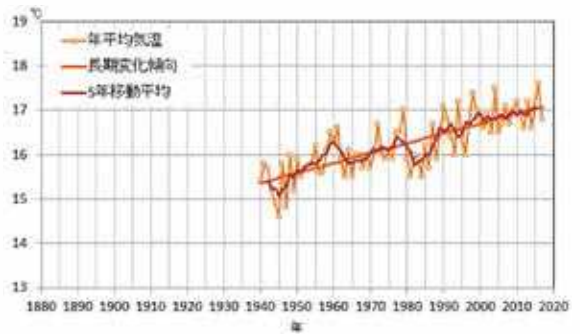


図表5-3 地球温暖化の将来予測
 (出典：「日本の気候変動2020 -大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書-」)

第2節 / 静岡の気候

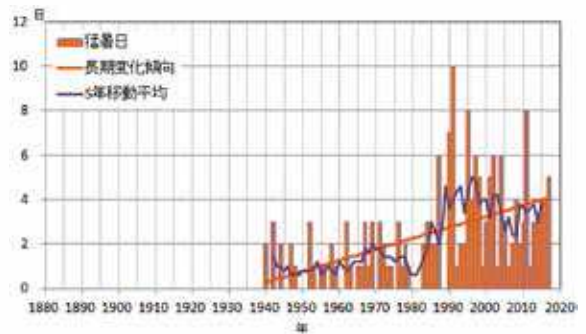
(1) 静岡の過去から現在までの気候

右の図は、静岡の年平均気温の変化です。1940（昭和15）年以降100年あたりで平均気温は2.2°C上昇していることがわかります。世界及び日本の年平均気温も同様に上昇しており、100年あたり世界で0.9°C、日本は1.2°C上昇しているといわれており、日本は世界の2倍以上の上昇率となっています。



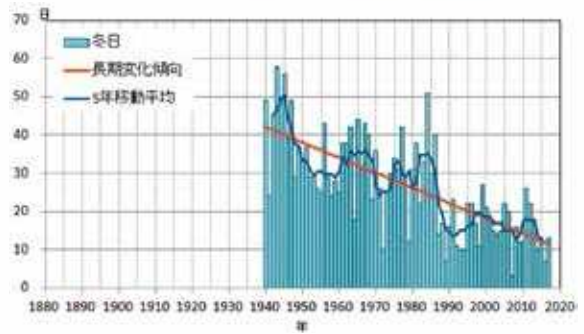
図表5-4 静岡の年平均気温の変化
 (出典：静岡地方気象台webサイト)

右の図は、静岡の1940（昭和15）年以降の猛暑日（最高気温が35°C以上）の日数をカウントしたグラフです。これによれば、静岡県における猛暑日の日数は増加していることがわかります。



図表5-5 静岡の猛暑日日数
 (出典：静岡地方気象台webサイト)

右の図は、静岡県の1940（昭和15）年以降の冬日（最低気温が0℃未満）の日数をカウントしたグラフです。これによれば、静岡県における冬日の日数は減少していることがわかります。

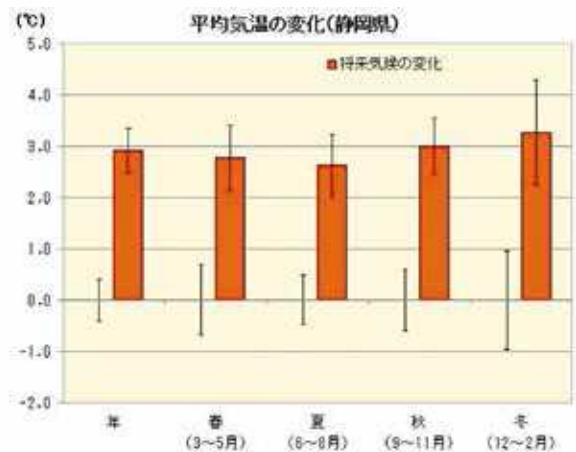


図表5-6 静岡の冬日日数
（出典：静岡地方気象台webサイト）

（2）静岡の将来の気候（将来予測）

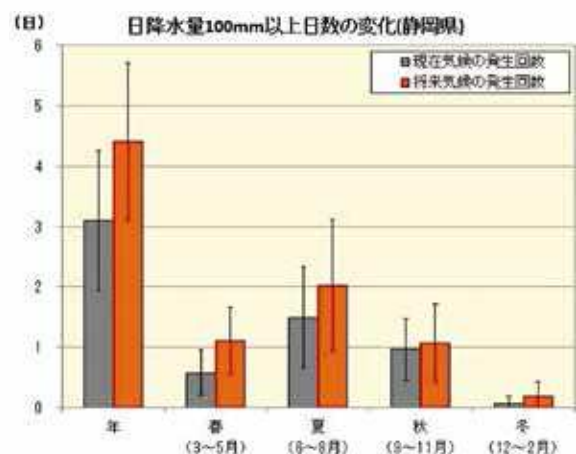
右の図は、「地球温暖化予測情報第8巻」の計算結果を用いた、静岡県の平均気温の変化の予測結果です。「21世紀末（2076～2095年：将来気候）」の静岡県の年平均気温は、「20世紀末（1980～1999年：現在気候）」に比べて概ね3℃の上昇が予測され、季節別には冬に上昇幅が大きいと予想されています。また、最低気温が0℃未満である冬日の日数は年間で20日程度減少、最高気温が30℃以上である真夏日の日数は40日程度増加すると予想されています。

※ 赤色の棒グラフは将来気候の現在気候との差を表します。黒細線は年々変動の標準偏差（左：現在気候、右：将来気候）を示します。



図表5-7 静岡の気温の将来予測
（出典：静岡地方気象台webサイト）

右の図は、静岡の降水量の将来予測です。これによると、21世紀末の静岡県の降水量は、20世紀末に比べて増加すると予想されています。また、1時間降水量50ミリ以上の激しい雨も増加、日降水量100ミリ以上の大雨も増加すると予想されています。



図表5-8 静岡の日降水量100mm以上日数の将来予測
（出典：静岡地方気象台webサイト）



第3節 / 実行計画の基本的事項

(1) 計画の目的

「下田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「本計画」という。）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（1998（平成10）年法律第117号）第21条第3項に基づき、地域における地球温暖化対策の推進のために策定するものです。

これまでの市の取組や、市の自然的社会的条件に応じて、近年の地球温暖化対策を巡る国内外の動向に対応し、地球温暖化対策の目標等を掲げる「地球温暖化対策計画」（2016（平成28）年5月13日閣議決定）に即し、温室効果ガスの排出抑制等のための総合的かつ計画的な施策として策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「第5次下田市総合計画」と「下田市環境基本条例」（平成14年4月1日施行）の下に策定されている「下田市環境基本計画」の地球温暖化対策に関する内容を具体化するための計画として位置づけられています。地球温暖化対策推進法第19条第2項の趣旨に照らし、地球温暖化対策計画において、地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定するよう努めることが求められており、ここに策定するものです。また、平成30年に制定された気候変動適応法第12条に規定する気候変動適応計画を含むものとします。

(3) 計画の期間

国の「地球温暖化対策計画」に合わせ、基準年度を2013（平成25）年度、目標年度を2030（令和12年度）年度とします。なお、概ね5年ごとに見直しを検討します（ただし、国の関連法の改正による計画や目標の変更、災害などにおける状況の変化など、計画の見直しが必要と判断した場合は、計画期間内であっても見直しを行います）。

(4) 計画の対象範囲

下田市全域とします。

(5) 計画の対象とする温室効果ガスの種類

温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲載される以下の7種類のガスを指しますが、本計画では最も排出量の多い二酸化炭素（CO₂）を対象とします。

図表5-9 温室効果ガスの種類と排出される主な活動
（地球温暖化対策推進法第2条第3項掲載）

温室効果ガスの種類		排出される主な活動
1 二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源CO ₂	燃料の使用，他人から供給された電気の使用，他人から供給された熱の使用
	非エネルギー起源CO ₂	工業プロセス，廃棄物の焼却処分，廃棄物の原燃料使用等
2 メタン (CH ₄)		工業プロセス，炉における燃料の燃焼，自動車の走行，耕作，家畜の飼養および排せつ物管理，農業廃棄物の焼却処分，廃棄物の焼却処分，廃棄物の原燃料使用等，廃棄物の埋立処分，排水処理
3 一酸化二窒素 (N ₂ O)		工業プロセス，炉における燃料の燃焼，自動車の走行，耕地における肥料の施用，家畜の排せつ物管理，農業廃棄物の焼却処分，廃棄物の焼却処分，廃棄物の原燃料使用等，排水処理
4 ハイドロフルオロカーボン (HFC)		クロロジフルオロメタン又はHFCsの製造，冷凍空気調和機器，プラスチック，噴霧器および半導体素子等の製造，溶剤等としてのHFCsの使用
5 パーフルオロカーボン (PFC)		アルミニウムの製造，PFCsの製造，半導体素子等の製造，溶剤等としてのPFCsの使用
6 六フッ化硫黄 (SF ₆)		マグネシウム合金の鋳造，SF ₆ の製造，電気機械器具や半導体素子等の製造，変圧器，開閉器および遮断器その他の電気機械器具の使用・点検・排出
7 三フッ化窒素 (NF ₃)		NF ₃ の製造，半導体素子等の製造

(6) 計画の対象部門

対象とする部門は以下とします。部門別排出量には、直接排出量と間接排出量があります。直接排出量は、発電に伴う排出量をエネルギー転換部門からの排出として計算したもので、間接排出量は、それを電力消費量に応じて最終需要部門に配分して計算したものとなっています。

※ エネルギー転換部門とは、一次エネルギー国内供給部門から国内に供給された各エネルギー源について、元のエネルギー源と異なるエネルギー源を製造・生成するために、燃焼・乾留・分解などの化学変化や熱交換・分離・混合などの物理変化のために用いられたエネルギー源の量（投入量）、生成したエネルギー源の量（産出量）及び損失したエネルギー源の量などこれに関連する量です。発電所や熱供給事業所、石油製品製造業等における自家消費分及び送配電ロス等に伴う排出が計上されます。産業部門や業務その他部門の自家用発電や自家用蒸気発生は含みません。

図表5-10 計画の対象部門

部門	内容
産業部門	最終エネルギー消費のうち、1次産業（農業、林業、鉱業、漁業（水産業））及び2次産業（製造業、建設業、電気・ガス業）に属する法人ないし個人の産業活動により、工場・事業所内で消費されたエネルギー。工場・事業所の内部のみで人・物の運搬・輸送に利用したエネルギー源の消費を計上し、工場・事業所の外部での人・物の運搬・輸送に利用したエネルギー源は運輸部門に計上します。
業務その他部門	第三次産業（水道・廃棄物・通信・商業・金融・不動産・サービス業・公務など）に属する企業・個人が、事業所の内部で消費したエネルギー。第一次産業・第二次産業であっても、その間接部門（本社事務所、研究所など）であって、オフィスビルに入居するなど工場から独立した事業所でエネルギー消費を行う場合、当該部分のエネルギー消費量は業務その他部門に計上します。業務その他部門においては、事業所の内部のみで人・物の移動・輸送に利用したエネルギー源の消費を計上し、事業所の外部での人・物の移動・輸送に利用したエネルギー源は運輸部門に計上します。
家庭部門	最終エネルギー消費のうち、家計が住宅内で消費したエネルギー。自家用車や公共交通機関の利用など人・物の移動に利用したエネルギー源の消費は全て運輸部門に計上します。第一次産業に属する農家や、第三次産業に属する小売業などの個人企業が自宅で混合消費したエネルギー消費量は家計部門に計上します。
運輸部門	最終エネルギー消費のうち、企業・家計が住宅・工場・事業所の外部で人・物の輸送・運搬に消費したエネルギー。
廃棄物部門	廃棄物部門では、廃棄物の焼却処理、廃棄物の埋立処分、下水処理に伴って排出される温室効果ガスを対象とします。

※ 全国地球温暖化防止活動推進センター web サイトに掲載の「4-10 二酸化炭素の部門別排出量の「部門」について知りたい」より抜粋



第4節 / 下田市の温室効果ガス排出量

(1) 温室効果ガス（CO₂）排出量（基準年度比）

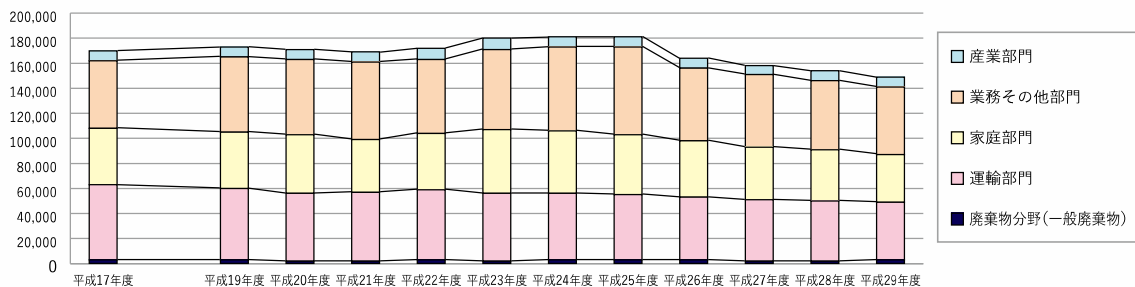
以下は本市の2013（平成25）年度（基準年度）と最新年度である2017（平成29）年度との排出量の比較を示した表です。合計で基準年度比▲18.2%と減少していることがわかります。

図表5-11 温室効果ガス排出量（基準年度比）（単位：t-CO₂）

部 門	基準年度		最新年度		②-①	基準年度比
	2013年度①	(%)	2017年度②	(%)		
合 計	180,760	100%	147,951	100%	▲32,809	▲18.2%
産業部門	8,162	4.5%	7,828	5.3%	▲334	▲4.1%
製造業	2,339	1.3%	2,253	1.5%	▲86	▲3.7%
建設業・鉱業	2,929	1.6%	2,591	1.8%	▲338	▲11.5%
農林水産業	2,894	1.6%	2,983	2.0%	89	3.1%
業務その他部門	69,970	38.7%	53,018	35.8%	▲16,953	▲24.2%
家庭部門	48,171	26.6%	37,736	25.5%	▲10,434	▲21.7%
運輸部門	51,008	28.2%	46,242	31.3%	▲4,767	▲9.3%
自動車	47,669	26.4%	43,618	29.5%	▲4,051	▲8.5%
旅客	23,162	12.8%	21,104	14.3%	▲2,058	▲8.9%
貨物	24,507	13.6%	22,514	15.2%	▲1,994	▲8.1%
鉄道	1,865	1.0%	1,516	1.0%	▲349	▲18.7%
船舶	1,474	0.8%	1,108	0.7%	▲366	▲24.8%
廃棄物分野（一般廃棄物）	3,449	1.9%	3,127	2.1%	▲322	▲9.3%

(2) 部門別・分野別温室効果ガス（CO₂）排出量の経年変化

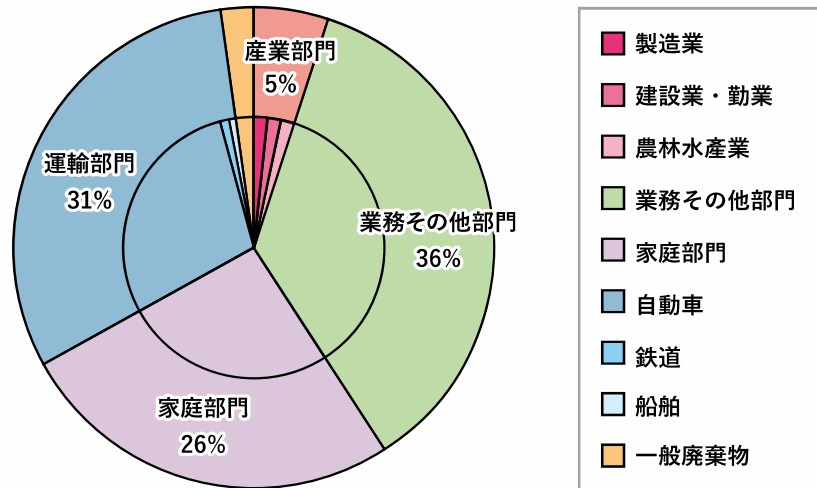
以下は本市の二酸化炭素排出量の経年変化を示したグラフです。2012（平成24）年度の180,884t-CO₂をピークに、それ以降は減少傾向にあります。分野別では、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野（一般廃棄物）の全ての部門で減少傾向にあることがわかります。



図表5-12 部門別・分野別温室効果ガス（CO₂）排出量の経年変化

(3) 排出量の部門・分野別構成比

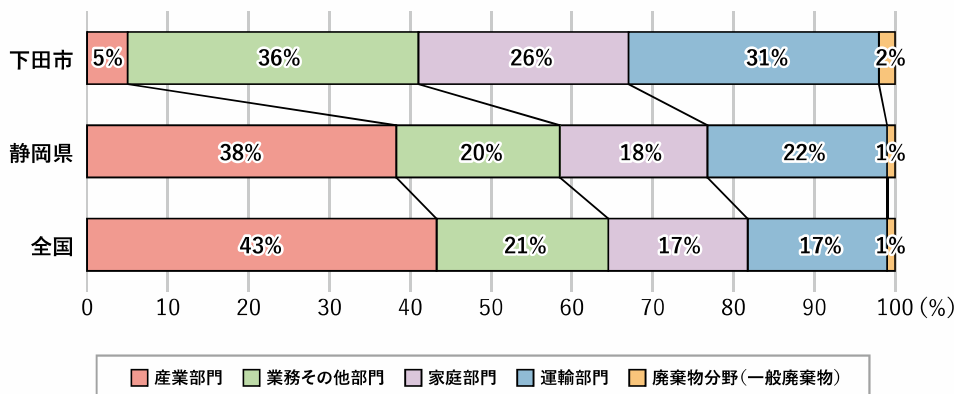
以下は本市の2017（平成29）年度における二酸化炭素排出量の部門別・分野別構成比です。業務その他部門が36%で最も多く、次いで運輸部門が31%、家庭部門が26%となっています。特に業務その他部門の占める割合が大きい理由として、本市はホテルや旅館、土産物店の数が多いためと考えられます。



図表5-13 排出量の部門・分野別構成比

(4) 部門・分野別二酸化炭素排出量構成比の比較（静岡県平均及び全国平均）

2017（平成29）年度における本市の部門・分野別二酸化炭素排出量構成比を静岡県平均と全国平均と比較したものが以下です。以下によると、本市は産業部門の構成比が低く、代わりに業務その他部門、家庭部門、運輸部門の構成比が高いことがわかります。



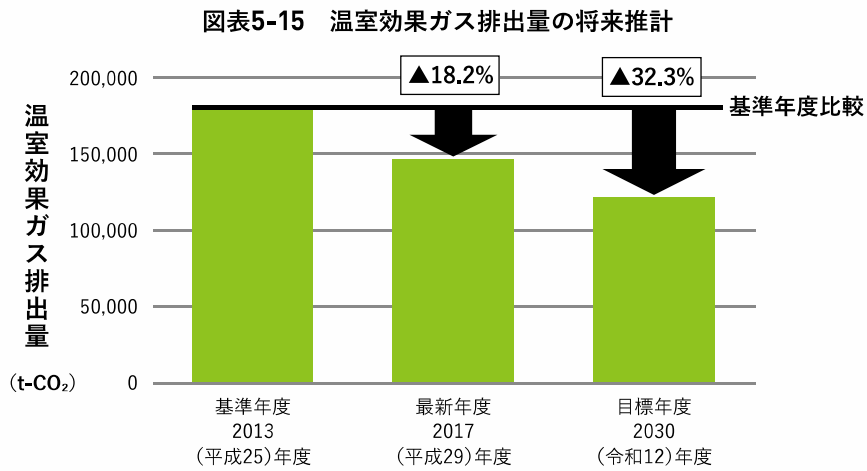
図表5-14 部門・分野別二酸化炭素排出量構成比の比較（静岡県平均及び全国平均）



第5節 / 将来推計

追加的な温暖化対策を見込まないまま推移した場合の温室効果ガス排出量を推計しました。推計方法は、現況年度（2017（平成29）年度）の温室効果ガス排出量の数値に、各部門において想定した活動指標の将来的な増減割合を乗じることによって算定しています。

その結果、目標年度（2030（令和12）年度）で122,310t-CO₂となり、基準年度（2013（平成25）年度）比で32.3%の減少となりました。また、最新年度（2017（平成29）年度）は基準年度比で18.2%の減少となっています。



図表5-16 温室効果ガスの将来推計（単位：t-CO₂）

部 門	基準年度 2013(平成25)年度	最新年度 2017(平成29)年度	目標年度 2030(令和12)年度
合 計	180,760	147,951	122,310
産業部門	8,162	7,828	6,432
製造業	2,339	2,253	2,253
建設業・鉱業	2,929	2,591	1,942
農林水産業	2,894	2,983	2,236
業務その他部門	69,970	53,018	49,927
家庭部門	48,171	37,736	28,287
運輸部門	51,008	46,242	35,320
自動車	47,669	43,618	32,696
旅客	23,162	21,104	15,820
貨物	24,507	22,514	16,876
鉄道	1,865	1,516	1,516
船舶	1,474	1,108	1,108
廃棄物分野（一般廃棄物）	3,449	3,127	2,344

第6節 / 温室効果ガス排出削減目標

COP21で採択されたパリ協定や2015（平成27）年に国連に提出された「日本の約束草案」を踏まえ2016（平成28）年5月閣議決定された、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」では、2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で26%削減する中期目標が掲げられました。

2020（令和2）年10月26日、第203回臨時国会の所信表明演説において、菅義偉内閣総理大臣は「2050（令和32）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。更に2021（令和3）年4月、菅首相は2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で46%削減する、同時に50%（削減）の高みに向けて挑戦を続けると発言しました。

本市においては、上記の目標を支持し、同様の目標をここに掲げます。この目標をいち早く実現するためにも、市民・事業者・行政が取り組むべき対策や施策を明らかにし、一丸となった温室効果ガス排出抑制のための取組を進めます。

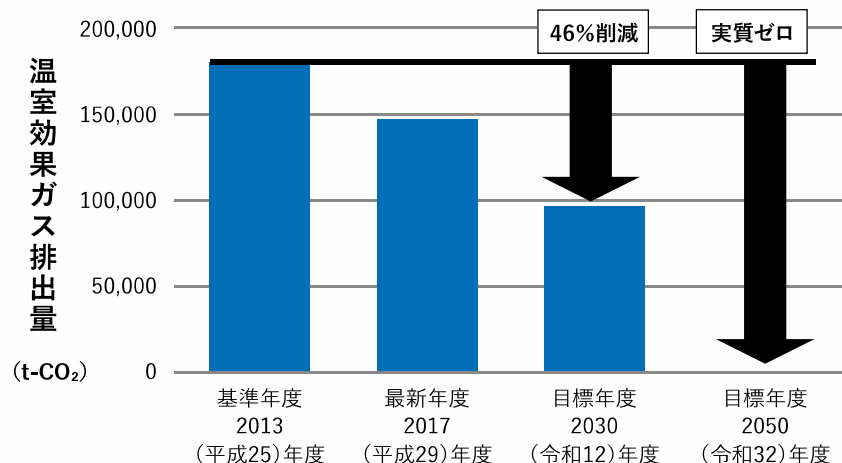
温室効果ガス排出削減目標量 83,150t - CO₂

2030（令和12）年度に、基準年度（2013（平成25）年度）比

46%削減（中期目標）、2050年度実質ゼロ（長期目標）



※最新年度（2017年（平成29年度））比では34%減



図表5-17 温室効果ガス排出量の目標



第7節 / 目標達成に向けて

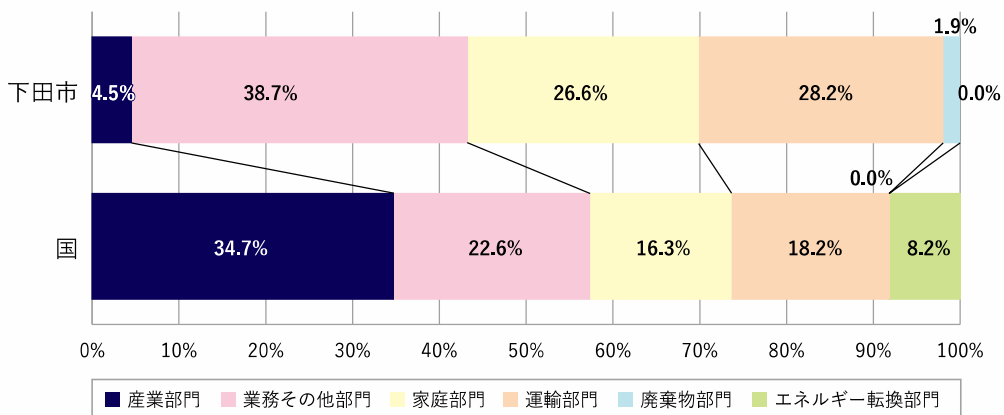
(1) 日本全体と下田市の部門別温室効果ガス排出量構成比

各部門における目標の設定に当たって、以下のとおり、日本全体と本市の部門別温室効果ガスの排出量とその構成比を比較しました。これによると本市は産業部門の占める比率が極端に低く、代わりに業務その他部門、運輸部門、家庭部門の順で高いことがわかります。特に業務その他部門の占める割合が大きい理由として、本市はホテルや旅館、土産物店の数が多いためと考えられます。

図表5-18 日本全体と下田市の部門別温室効果ガス排出量と構成比

部 門	国		下田市	
	基準年度 2013 (平成25) 年度	構成比	基準年度 2013 (平成25) 年度	構成比
	百万t-CO ₂	%	t	%
産業部門	429	34.7%	8,162	4.5%
業務その他部門	279	22.6%	69,970	38.7%
家庭部門	201	16.3%	48,171	26.6%
運輸部門	225	18.2%	51,008	28.2%
廃棄物部門	-	-	3,449	1.9%
エネルギー転換部門	101	8.2%	-	-
合 計	1,235	100%	180,760	100%

※ エネルギー転換部門における自家消費等以外の排出量（販売用の発電や熱生成に伴う排出）は、「区域の温室効果ガス排出量の算定」の対象には含まないため、下田市構成比には含まない。



図表5-19 日本と下田市の部門別温室効果ガス排出量構成比

（2）部門別目標値の設定

部門別の目標値については以下のとおりです。本市の削減率の設定に当たっては、前項の国全体における温室効果ガス排出量構成が本市とは異なるため、温室効果ガス排出量構成比を勘案し、削減率を決定しました。部門別削減目標は、産業部門は▲6.6%、業務その他部門は▲56.7%、家庭部門は▲39.1%、運輸部門は▲41.3%、廃棄物部門は▲2.8%とします。

図表5-20 基準年度と目標年度における下田市の部門別温室効果ガス排出量と削減率

部 門	基準年度	目標年度	削減率
	2013	2030	
	(平成25)年度	(令和12)年度	
	t-CO ₂	t-CO ₂	%
産業部門	8,162	7,622	▲6.6%
業務その他部門	69,970	30,312	▲56.7%
家庭部門	48,171	29,353	▲39.1%
運輸部門	51,008	29,962	▲41.3%
廃棄物部門	3,449	3,351	▲2.8%
エネ転・森林吸収	-	-2,991	-
合 計	180,760	97,610	-

図表5-21 （参考）基準年度と目標年度における国の部門別温室効果ガス排出量

部 門	2013	2019	2030(令和12)年度			
			(平成25)年度	(令和元)年度	▲26%	▲46%
					(現NDC目標)	
温室効果ガス排出量・吸収量	1,408	1,212	1,042	760		
エネルギー起源CO ₂	1,235	1,029	927	676		
産業部門	463	384	401	292		
業務その他部門	238	193	168	123		
家庭部門	208	159	122	89		
運輸部門	224	206	163	119		
エネルギー転換部門	103	86.2	73	53		
非エネルギー起源CO ₂	82.3	79.2	70.8	51.6		
メタン	30	28.4	31.6	23.0		
N ₂ O	21.4	19.8	21.1	15.4		
HFC等	39.1	55.4	28.9	21.1		
吸収源		-	▲37	▲27		

※ 現NDC目標と同じ割合で46%減目標の内訳を求めた

※ 2019（令和元）年度の排出実績は温室効果ガス排出量（確報値）より引用

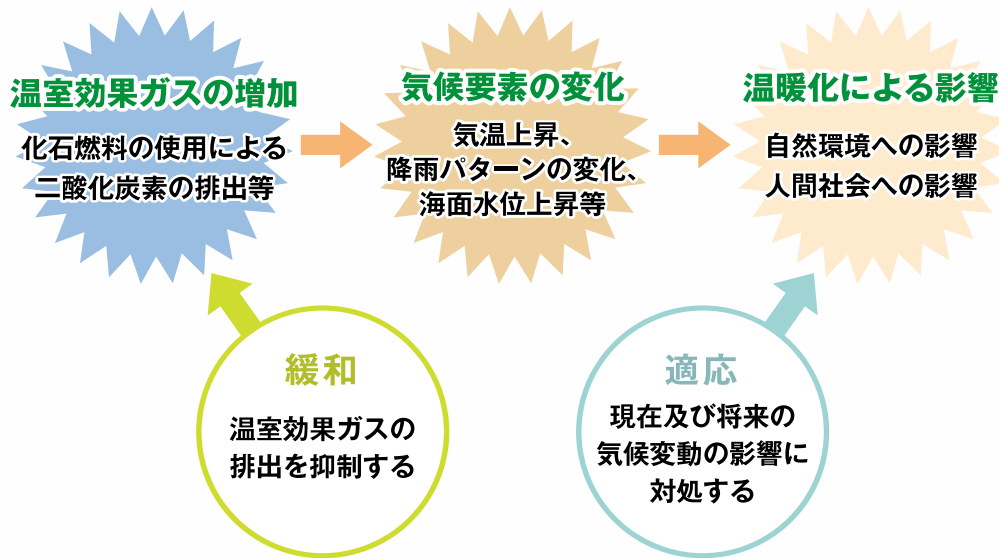
出典：中央環境審議会地球環境部会 中長期の気候変動対策検討小委員会 産業構造審議会産業技術環境分科会 地球環境小委員会地球温暖化対策検討ワーキンググループ 合同会合2021（令和3）年4月26日第5回



第8節 / 地球温暖化対策の取組（緩和と適応）

（1）緩和策と適応策について

地球温暖化対策は、大きく分けて緩和と適応に大別され、緩和は地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制することです。これに対し適応はすでに起こりつつある、または起こりうる気候変動の影響に対処することで、気候変動の影響による被害を回避・軽減することです。これまでは主に緩和策に焦点をおいて取組を行ってきましたが、地球温暖化による気候変動が顕在化してきたため、今後は適応策への対応も重要となります。本市の地球温暖化対策の推進に当たっては、温室効果ガスの排出抑制である緩和とともに気候変動の影響に対する適応を推進します。



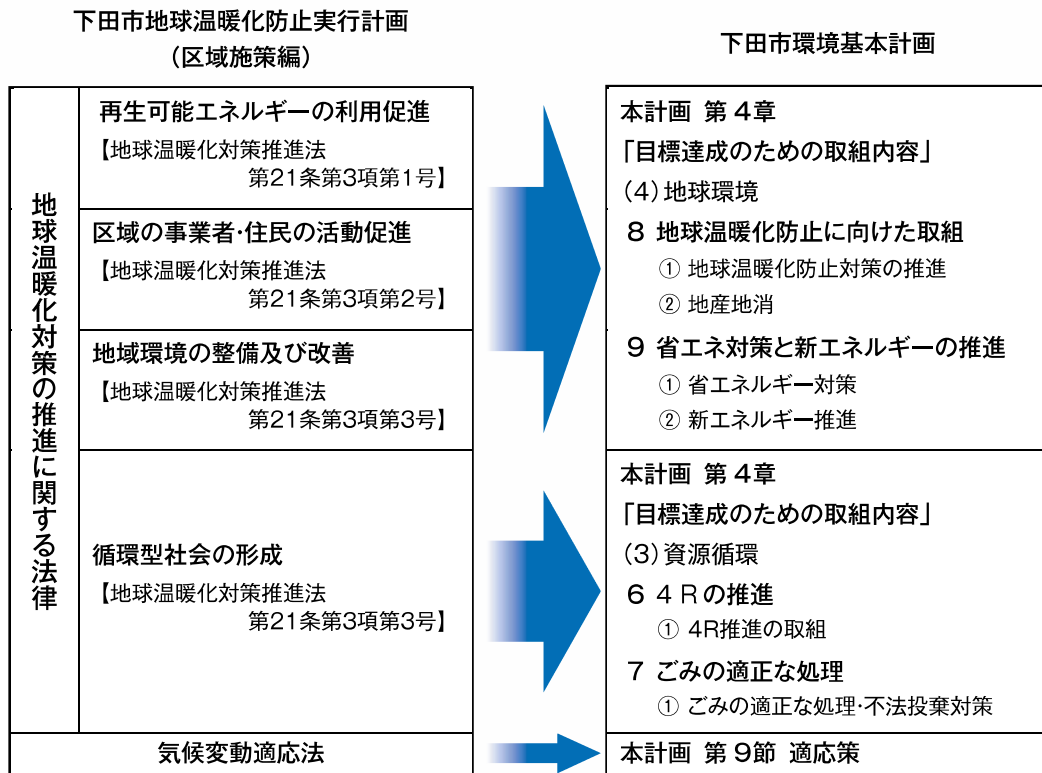
図表5-22 緩和策と適応策（出典：環境省）

（2）取組の体系

緩和策については、地球温暖化対策推進法において、地方自治体は、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として、同法第21条第3項第1～4号を定めるものとしています。

適応策については、気候変動適応法において、地方自治体は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとしています。

なお、緩和策については、今回策定した環境基本計画第4章「目標達成のための取組内容」内において、上記に則った取組内容を記載しているため、ここでは掲載は省略します。



図表5-23 本市地球温暖化防止実行計画と本市環境基本計画の取組の体系

第9節 / 適応策

2018（平成30）年12月1日に施行された「気候変動適応法」により、我が国における適応策の法的位置づけが明確化され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。本節では適応策に特化し、各主体の取組を明確化するほか、気候変動適応情報プラットフォーム等を活用して、新たな適応策について検討します。

（1）災害に対する適応

地球温暖化により生じる暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、等の災害に対し、事前に対処しておくことでその影響をより少なくします。また、気候変動を抑え、生態系を守りながら復興するグリーンリカバリーを推進します。

行政の取組

- ・「下田市地域防災計画」に基づき、災害への対応に関する情報の提供を行います。
- ・公共施設への自然エネルギーや蓄電池等の導入を促進し、災害時におけるエネルギーの自給自足に努めます。
- ・市民や事業者の自然エネルギーや蓄電池等の導入を促進し、災害時のエネルギーの自給自足を促します。
- ・想定される災害リスクを示したハザードマップの配布や河川・道路へ監視カメラを設置する等、市民への周知と状況把握に努め、その情報を市民にフィードバックし、災害が終息した際には一刻も早い復旧を行います。

市民・事業者の取組

- ・ハザードマップ等により災害時の避難経路や避難場所等を確認する等、災害に対し事前に対処します。
- ・災害時の自助のため、日頃より、防災のための備えを行います。
- ・雨水浸透柵*や雨水タンク等、防災時に自助の役に立つ設備の導入を検討します。
- ・災害時の共助のため、隣近所・地域の方との関係性を強化します。

（2）自然資源や農産物への適応

気候変動による気温の上昇や冬季の冬日期間の減少等により、これまで適地とされていた農産物の生産が困難になる等の問題が生じています。これらに対応可能な新たな品種等の開発・導入をすることで、安定した農産物の提供が図られます。

行政の取組

- ・生産者、開発者と協同し、地球温暖化適応品種の導入を検討・支援します。
- ・病害虫の発生状況を把握し、生産者に情報提供を行います。
- ・新品種の安全性や調理法等を市民に知らせる等、普及に努めます。

市民・事業者の取組

- ・生産者、開発者、行政が一体して、地球温暖化適応品種の開発や導入に努めます。
- ・地球温暖化に適応できる栽培方法の研究を心がけます。

（3）健康への影響に対する適応

気候変動による気温の上昇により、夏季の高温期だけでなく、春や秋、また室内等でも熱中症の危険があることが認知されています。予防や対策をし、市民の健康を維持します。

行政の取組

- ・気温が高いとき等熱中症になりやすいときには、ホームページや同報無線等を使用して市民に注意を呼びかけます。
- ・暑さ指数（WBGT）を取り入れるなど、わかりやすく効果的な熱中症予防に努めます。

暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度）：Wet Bulb Globe Temperature）は、熱中症を予防することを目的として1954（昭和29）年にアメリカで提案された指標です。単位は気温と同じ摂氏度（℃）で示されますが、その値は気温とは異なります。暑さ指数（WBGT）は人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射（ふくしゃ）など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標です。

- ・公共施設の緑化の推進や街路樹・公園等の整備を推進します。

市民・事業者の取組

- ・夏季を問わずこまめな水分摂取を心がけます。
- ・適切な空調設備や日傘の利用など、熱中症対策に取り組みます。
- ・クールビズに取り組みます。